

自由金利型期日指定定期預金 商品説明書

商 品 名	自由金利型期日指定定期預金 [複利型]
販売対象	<ul style="list-style-type: none"> ・個人の方のみ
期 間	<ul style="list-style-type: none"> ・最長3年 満期は、この預金の全部または一部についてお預入日の1年経過後から3年までの間の任意の日を指定できます。(ただし、1年経過後から3年未満の間に満期日の指定をするときは、その1ヵ月前までに通知することが必要です。) ・お預入時のお申出により自動継続(元金継続・元利金継続)の取扱いができます。
預 入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	<ul style="list-style-type: none"> ・一括預入 ・1,000円以上300万円未満 ・1円単位
払出方法	<ul style="list-style-type: none"> ・満期日以後に一括してお支払いします。
利 息 (1) 適用金利 (2) 利払方法 (3) 計算方法	<ul style="list-style-type: none"> ・固定金利(お預入時の店頭表示の利率を満期日まで適用します。) ・満期日以後に一括してお支払いします。 ・1年毎の複利計算 付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算で1年毎の複利計算
税 金	<ul style="list-style-type: none"> ・平成25年1月1日からお受け取りになるお利息には「復興特別所得税」が追加課税されますので20.315%(所得税15.315% 住民税5%)の税金がかかります。ただし、マル優をご利用の場合は除きます。
手 数 料	<ul style="list-style-type: none"> ・なし
付加できる 特約事項	<ul style="list-style-type: none"> ・自動継続扱いのものは、「総合口座」の担保とすることができます。(貸越利率は担保定期預金の約定利率に0.5%上乘せした利率)
中途解約時の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・満期日前に解約する場合は、(別紙 23 ページ)「定期預金の中途解約利率一覧表」のとおりお支払いします。
金利情報の入手方法	<ul style="list-style-type: none"> ・金利は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。
苦情処理措置 紛争解決措置 について	<ul style="list-style-type: none"> ・苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、各営業店または営業推進部(9時～17時、電話：0120-160-455)にお申し出ください。 ・紛争解決措置 <ul style="list-style-type: none"> ・滋賀弁護士会(電話：077-522-2013) ・東京弁護士会(電話：03-3581-0031) ・第一東京弁護士会(電話：03-3595-8588) ・第二東京弁護士会(電話：03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、営業推進部または全国しんきん相談所(9時～17時、電話：03-3517-5825)にお申し出ください。
その他参考と なる事項	<ul style="list-style-type: none"> ・満期日以後の利息は、解約日またはご継続日における普通預金利率により計算します。 ・預金保険制度の対象預金です。 ・預金保険制度により当金庫の本支店に複数の預金がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます。

(令和2年8月1日現在)